

県の回答（対応状況等）

令和 6 年 2 月 28 日

（ご意見標題）

下地島空港駐車場の利用について

（担当課）

下地島空港管理事務所

（ご意見要約）

空港利用者の事情によっては、事前届け出等の手続きのうえ、
5 日間を超える駐車を認めて欲しい。

（回 答）

この度は、ご意見いただきありがとうございます。

まずは、弊所の対応を不誠実に感じられたという点について、対応に至らない点があったことをお詫び申し上げます。

職員一同、接遇に対する意識向上に努めて参ります。

下地島空港における駐車可能日数につきましては、旅客数の増加に伴い週末を中心に大変混雑します。そのため、駐車場の利用期間を 5 日以内としています。

下地島空港を利用される全てのお客様に駐車場をご利用いただくためにも、駐車期間が 5 日間を超える場合には、公共交通機関等を利用していただきますよう、ご協力お願いいたします。

現在、駐車場の拡張工事を進めておりますが、今回のご意見を踏まえて、ご要望にお応えできる環境の整備について、研究して参りたいと考えております。

今後もサービスの一層の向上に努めて参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。